

保護者様

県立こやの里特別支援学校
校長 石川 勝己

学校において予防すべき感染症について（お願い）

本校では、重度の慢性疾患がある児童生徒が通学していることもあり、感染症の管理については特に注意して対応しております。児童生徒が下記の表にある感染症にかかった場合は、学校保健安全法により、本人の体力回復のため、また、流行を防ぐためにも、出席停止の措置をとることになっています。

下記の感染症にかかった場合は担任に必ず連絡し、また、「出席停止・治癒証明書」を主治医に記入依頼し、登校の際に学校へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、「出席停止・治癒証明書」は、必要時まで保管してください。

学校において予防すべき感染症と出席停止期間

	病名	出席停止期間
第1種	エボラ出血熱、痘そう クリミア・コンゴ出血熱、ペスト南米出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 特定鳥インフルエンザ 中東呼吸器症候群（MERS） 新型コロナウイルス感染症（COVID-19）	治癒するまで ※新型コロナウイルス感染症については、「出席停止・治癒証明書」の提出は必要ありません。
第2種	インフルエンザ	<u>発症した後5日を経過し</u> 、かつ、解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有のせきが消失するまで、又は <u>5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで</u>
	麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	<u>耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し</u> 、かつ、 <u>全身状態が良好になるまで</u>
	風疹（3日ばしか）	すべての発疹がなくなるまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹がかさぶたになるまで
	咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日が過ぎるまで
	結核	医師の判断で感染のおそれがないと認めるまで
第3種	髄膜炎菌性髄膜炎	<u>医師の判断で感染のおそれがないと認めるまで</u>
	コレラ、細菌性赤痢、腸チフス 腸管出血性大腸菌感染症 パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、 ※その他の感染症	医師の判断で感染のおそれがないと認めるまで

※その他の感染症には、溶連菌感染症・A型肝炎・手足口病・伝染性紅斑（りんご病）

マイコプラズマ肺炎・流行性嘔吐下痢症・ヘルパンギーナなどが含まれます。

出席停止・治癒証明書

兵庫県立こやの里特別支援学校長 様

(小学 ・ 中学 ・ 高等) 部 ・ 分教室 年 組 児童生徒名

疾病名 (病状名)

発症日 令和 年 月 日

出席停止期間

令和 年 月 日から 令和 年 月 日

(土日、祝日を含む)

上記疾病のため、療養中であったが、感染のおそれなくなったため、登校可能と認めます。

令和 年 月 日

病院名 : _____

医師名 : _____ 印